

〔論 文〕

“ケア”の担い手の変遷について

—近世から近代にかけて—

笹 尾 照 美*

I. はじめに

現在、落合が1989年に提案した「近代家族」の概念は、「男性は仕事、女性は家庭」の性別役割分業規範が前提とされている。社会福祉もその影響を受けている。看護師、ホームヘルパー、介護福祉士などの多くが女性であり、そのために低賃金である。しかし「近代家族」は昔から存在したのではなく、われわれが今日「家族」と呼んでいるような社会現象は、「ただか200年内外の根拠しかもっていない。」(落合1989:17-18)と述べている。

現在、女性が働き続けるには二つの山(高齢者介護と子育て)があるとされる。個人な経験でも、職場では二つの山を越えることができず去っていった同僚がいた。また家庭では親族から専業主婦になるようにとの強い働きかけがあった。さらに姉が重度知的障がい者であったために親亡き後の障がい者ケアに携わったが、そこでも「兄弟」には“ケア”を求めないが、「姉妹」には求めるというジェンダーバイアスを経験した。第二波フェミニズムでは「個人的なことは政治的なことである」(杉本2012:89)とされる。

なお、“ケア”について、上野千鶴子は『ケアの社会学』の中で「研究史が示すように“ケア”は第一義的には「子どものケア」を指し、その後「高齢者介護」や「病人の看護」「障害者介助」、さらには「心のケア」というように拡張して使われるようになった。」と述べている(上野2011:36-37)。さらに「「ケアを要する人々」とは社会

的に構築された概念であり、どのような状態が「ケアを要する状態」かは、歴史と社会によって変化する。」(上野2011:35)と指摘している。このように“ケア”は歴史と社会の変化によって決まってくると考える。

本論文では、近代の前の近世の“ケア”の担い手の性別役割に着目して「子育て」と「高齢者介護」と「障がい者ケア」をとりあげ、“ケア”という概念に含めて研究の対象とする。

高群は女性の地位の変化という点に着目し、室町時代に古代家父長制が支配的となり、女性の地位が低下し男性の地位が優位になったとみている。その後さらに女性の地位は低下していき、本論で明らかにするが近世において最も低下したとされる¹⁾(高群1996a:165)。近世においては、女性の地位が低かったために、女性には任せられないという認識から、“ケア”の主導権は男性が握っていたと考えられる。そのため現在とは異なった性別役割があった。

筆者は後に具体的資料は述べるが、複数の資料から分析し、「近代家族」以前の“ケア”の担い手の実態、及び変遷について研究する。そして「近代家族」においては“ケア”の領域が女性の分担とされてきたが、そのことが決して普遍的なものではなく歴史的に変遷してゆく過程を明らかにして、性別役割規範は固定的ではないという可能性をみることを研究目的とする。

II. 研究の視点および方法

社会福祉分野では、先行研究として子育てと高

キーワード：性別役割分業規範、ケア、近世

*関西学院大学大学院人間福祉研究科博士課程後期課程

高齢者介護と障がい者ケアのすべてについて近世から近代にかけての変遷に着目したものは見あたらなかった。歴史分野では、子育て、高齢者介護、障がい者ケアとそれぞれの研究はいくつかみられた。しかし三者を“ケア”労働として一つのカテゴリーで捉え、考察した先行研究をみつけることはできなかった。そこで本論文では「子育て」と「高齢者介護」と「障がい者ケア」を“ケア”労働として捉え、その性別役割に着目して論証する。研究方法は主に、マックス・ウェーバーに代表される歴史社会学²⁾の手法を用いて行う。つまり、「子育て」・「高齢者介護」・「障がい者ケア」の三者を検証するが、一次資料にあたるのには限界があるので二次資料を主に使って検証を行う。そのために限界があることを予め断っておきたい。上野は歴史社会学の手法で歴史を検証し考察を行っている。上野の関心は「歴史解釈の変化が、なぜ、いかに起きたのか、そのことが歴史に対して持つ意味 implication は何か、を分析してみること、言い換えればメタ・ヒストリーを語ることにある」(上野 1998: 15)として二次資料を用いて研究を行うことの意義を強調している。本研究では、“ジェンダー”という特定の視点にもとづいた問題化により、従来、女性が行ってきたとされる“ケア”の担い手像を用いて再構築を試みたい。ジョン・W・スコット³⁾は「歴史学がどのように過去を表現するかが現在のジェンダーを作り上げる手助けをしている」(スコット 1999: 2)と述べている。

先行研究として、子育てに関しては『子宝と子返し—近世農村の家族生活と子育て』(太田 2007)、『江戸の捨て子たち』(沢山 1998)などがあり、父親が教育していることや子どもに対する接し方が述べられている。高齢者介護に関しては『近世の女性相続と介護』(柳谷 2007)、『江戸時代の孝行者—「孝義録」の世界』(菅野 1999 b)、『高齢社会と介護の社会化—介護役割の男女共同化をめざして』(中井 2004: 47-48)などがあり、男性が主導権を握っていたことが述べられている。障がい者ケアに関しては、『官刻孝義録』(菅野 1999 a)、『言語と藝術』(勝又 2007)などがあり、男性(父親、叔(伯)父、兄、弟)が主にケアしていることが述べられている。

Ⅲ. 倫理的配慮

引用に当たっては、日本学術振興会「科学の健康な発展のために」(2015)の「人文・社会科学分野における個人情報などの取り扱い」(p 42)に則り倫理的配慮をおこなった。なお、用語については現在差別的とされる表現も引用文献に従って使用していることを断っておきたい。

Ⅳ. 近世における“ケア”の担い手の検討

1. 近世の女性

近世は「拡大家父長制」(高群 1996 a: 433)がとられ、武家の家父長制と長子単独相続(井上 1967: 125)が特徴であった。女性の地位が低い証左として、相続における女性の排除と婚姻・離婚における夫側の優位性(長野 1982: 163-164)があった。

また、近世史には女性が不在だと言われる。実際、表1のように、教科書に登場する人物をみても古代や中世よりも少ない(大口 1995: 4)。また、家事指南書では介護だけでなく、衣服門以外は料理を含め男性を対象としていた(小泉 1993: 195)。

主に幕藩法をフィルターにすることで、近世史に不在だとされる近世の女性のあり方がクリアーに見えると考えた。以下幕藩法により近世の特徴を示す。

(1) 幕藩家族法と女性

幕藩法は兵農分離によって、武士を支配階級に、農民を被支配階級とした。身分は士農工商であった。そして幕藩家族法の主な対象は武士であった。武士は嫡出子単独相続であり単独相続は女性相続の制限となっていた。庶民は分割相続であり、近世前期は比較的自由で女性も相続していた

表1 13種以上の教科書に登場する人物数

	古代	中世	近世
教科書に登場する人物数(人)	117	111	214
内 男性数(人)	107	108	212
女性数(人)	10	3	2

[出典: 大口(1995: 4)『女性のいる近世』]

(長野 1982:166-168)。また、子どもの処遇に関しては「生類憐み令」と共に「捨て子禁止令」が出されており、役人や地域共同体が協力して育てている。そして、幕藩制国家における女性は、家父長制家族のなかで家父長に従属して生きることが求められ、幕藩家族法でもそのような位置付けであった(長野 1982:176)。

(2) 幕藩制国家変質期の刑法と女性

女性に対する刑法について見ていきたい。

幕藩制国家を体制として維持するために、女性に対して様々な統制が加えられた。例えば女性にだけ関所通行に手形を必要とすることによって、女性が他国に出かけたり、夜歩きすることへの自粛を促した。娼婦に対しても一ヶ所に公娼をまとめて、他の女性とは異質な存在として、身分支配・女性支配に利用した(長野 1982:187)。また、関所を通らず「忍通」することは重罪であった。女性の地位が低い近世初期には女性は軽い刑罰であったが、女性の地位が回復する後期になると女性も男性と同一の重刑となっていく(長野 1982:182)。

2. 近世の“ケア”の担い手

近世の“ケア”が具体的にどの様におこなわれていたかを検証する。子育てに関しては『子宝と子返し－近世農村の家族生活と子育て』(太田 2007)、『江戸の捨て子たち』(沢山 1998)などを用いて、父親が教育していることや、子どもへの接し方を検討した。高齢者介護に関しては『近世の女性相続と介護』(柳谷 2007)、『江戸時代の孝行者－「孝義録の世界」』(菅野 1999b)、「高齢社会と介護の社会化－介護役割の男女共同化をめざして」(中井 2004)などを用いて男性が介護の主導権を握っていることを検証した。障がい者ケアに関しては、『官刻孝義録(菅野 1999a)』、『言語と藝術』(勝又 2007)などを用いて、男性(父親、叔(伯)父、兄、弟)が主にケアしている様子を検討した。

(1) 子育ての担い手

子育ては家の継承に価値をおいていたために公ごとと言えるものであった(太田 1994:i)。それは老後保障を期待する「子宝的子育て」であった(太田 2007:i)。そして、父親が学問の手ほどき

をしており、子育て書は男性読者にむけて書かれていた(太田 1994:i)。なお、武士の学校と庶民の学校の二重構造であった。(太田 1994:150)

子育てに関して、武士も農民も商人も父親が関わっている様子がみられる。以下、具体的にみていく。

1) 武士の場合

太田は江戸時代の子育ては「父親が子どもを育てた時代」と述べている(太田 1994:i)。藩校以前の教育は父親がしていた(柳谷 2007:238)。子育ては緩やかで他人の子どもを預かって養育することは珍しくなかった、また武士には「育児仕法」という育児手当があった(沢山 2006:61-97)。

2) 農民の場合

近世的な「子宝」思想は、家の継承者または家業を継ぐものとして期待すると同時に老後の生活保障を期待した(太田 2007:31)。子どもを家の継承者としてその進路を制限する子育て思想なので「教育」そのものではない(太田 2007:249)。また「産子養育制度」があり、妊婦の夫の夫役を免除していた(太田 2007:164-165)。

3) 商人の場合

家産・家財が家そのものであったため、父親が厳しく後継者を育てようとしているが、それでもなお放蕩する息子は縁を切って放逐するなどの措置をとって家督を守ろうとしている。18世紀になると武家だけでなく、商家でも家相続に関心をもたれるようになった(高橋 2007:122)。

それぞれの階層の具体例を表2にまとめて示す。

次に具体的な当時の文書を紹介する。

武士の具体例イ.の様子を紹介する。

文政八年十月八日「今日より菊猪内ニテ手習始ム」

天保二年七月五日「お笑並西隣の子供、初而感情したゝむ」

天保三年二月十二日、「吉辰ニ付、お笑 岸本右之助母へ入門させ候事」

(太田 1994:165-166)

商人の具体例ア.を紹介する。

金三^(子)匆也、橋様へ上置候間、此内薬礼ニ上候而相残りハ春より紙筆小遣等之手当少々づつ

表2 子育ての担い手の例

階層	ケース／出典	内容
武士	ア. 渡部勝之助 (太田 1944 : iii) イ. 楠瀬大枝 (太田 1994 : 68-71、165-166) ウ. 一関藩の「育子仕法」は明治「育子法」へと受け継がれた例 (沢山 2006 : 61-97)	ア. 日記に子守が大変だとぼやいている。 イ. 長男だけでなく、弟や娘などにも手ほどきしている様子が見られる。また娘の菊猪や笑の手習いを自ら行っている。 ウ. 育児手当が設けられていた。
農民	ア. 角田藤左衛門 (太田 2007 : 70) イ. 永富六郎兵衛定群 (太田 1997 : 110) ウ. 南山御藏人領の産子養育制度の例 (太田 2007 : 162-165)	ア. 父親が子どもに手習いをしている。 イ. 稼業見習いは10歳前後から厳しく行われていて、父親が子の為にお詣りしている。 ウ. 少子化対策に寄付金をだしている。また「夫役御定」は育児休業に通じる対策である。
商人	ア. 織屋の吉田清助 (高井 1991 : 151) イ. 鴻池真六 (高橋 2007 : 122)	ア. 長男の病気や娘の病気に対しては直接関わって暖かく接している。そして金銭の授受について厳しく指導している。少額であってもきちんと帳面につけておくように促している。少額であっても金銭の貸借に間違いがあったときは親しい間柄であっても意思疎通がうまくいかず取り返しのつかないことになるので、今後とも心得るように厳しく訓戒している様子を次に示す。 イ. 家財家督相続は公的義務と考えられるようになり、放蕩息子は勘当するとの家訓。

かり候而つかひ被申候。尤、金子借用致候ハバ、其たびニよく帳面へ記し置可申候。少たりとも、金子かしかり二間違有之候時は、御心やすき中の気あぢにわろく相成候てハ、相済不申候間、此事申遣し候也。此以後とても左様心得可申義ニ候。
(高井 1991 : 151)

(2) 高齢者介護の担い手

高齢者介護については、庶民の場合は職場と住居が離れていなかったが、武士は家を離れて勤務地に赴くことが多く幕府を始め各藩で“武士の介護休暇”が認められていた (柳田 2007 : 313)。しかし庶民も武士も上層と下層では様相が異なっていた。上層・中層は高齢者介護と仕事を両立しているが下層では介護のため職を失う場合があった (柳田 2007 : 315)。

高齢者介護に関して、武士も農民も商人も男性が関わっている。女性も関わっている例があるが、女性に偏っているわけではない。

1) 武士の場合

「看病断」に代表される“武士の介護休業制度” (山田 2005 : 7) が幕府にも、各藩にも認められていて名称は色々あった⁴⁾ (柳田 2007 : 259)。「看病断」は父母と妻以外は認められないとして

いたが、近親者については願い出れば検討するとなった (寛保2年 (1717)) (柳谷 2007 : 261)。

2) 農民の場合

小家族の「家」では家族の役割の中心は、親が子どもを養育し、子どもは親の老後の面倒を見るという親子保障にあった (柳田 2007)。また幕府や藩は家族の扶養役割の強化のため孝行や貞節に対して表彰した。代表的なものは全国規模で編纂された『官刻孝義録』(1801)である (菅野 1999 b : 3)。主に農民や商人に対して行われた。

3) 商人の場合

単に金銭の利を積んで産業をなすとして土農工商の身分の一番下に位置づけられていた。18世紀後半に商業活動が活発化し、多様化してきていた。

それぞれの階層の具体例をまとめて表3に示す。

次に具体的な当時の文書を紹介する。

武士の具体例ウ. である及川源兵衛広之の「御番頭代京火消詰日記」(1819) 図1を取り上げる。日記の中に次のように記されている (山田 2005 : 7)。

一、奉願口上之覚

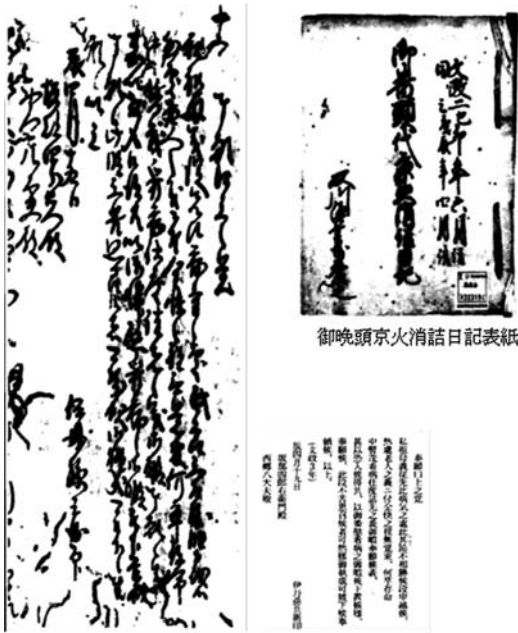
私祖母義従先此病氣之其節不相勝候段申越

表3 高齢者介護の担い手の例

階層	ケース／出典	内容
武士	<p>ア. 沼津藩士水野伊織実父・金澤八郎（柳田 2007 : 307）</p> <p>イ. 水野伊織（柳田 2007 : 307）</p> <p>ウ. 京都の大名火消（山田 2005 : 7）</p> <p>エ. 足軽の療養と療養改善の例（柳田 2007 : 288）</p>	<p>ア. 年寄役を勤めていた。次男伊織の日記によれば、父が中風で左半身付随となった時には養子の久三郎が藩に出府の願いを出して対応しており、臨終の頃は伊織は「看病引願」を提出して毎日付き切りで看病している。兄たちも帰国し実の兄弟3人で排泄の世話も含む看病をしている。</p> <p>イ. 上級武士であり、麻疹で約1ヵ月療養生活を送っているが、実際に伊織の看病にあっていたのは、家来の家三郎であり、食事の介助や排泄の世話などをしていたものとみられる。</p> <p>ウ. 京都の大名火消の例では、文政3年（1820）に京都に赴任していた亀山藩の武士が、国許の祖母が重病になった為に“武士の介護休暇”を願い出て受理されている。</p> <p>エ. 足軽の療養と療養改善の要求の例は、沼津藩では文久2年（1862）に足軽たちの中で麻疹が流行した。介護には仲間の足軽たちが当たり、介護の為に増員要求をしている。</p>
農民	<p>ア. 「孝行殿」助太（菅野 1999 a : 1299）</p> <p>イ. 三郎右衛門（菅野 1999 b : 733）</p> <p>ウ. 「七代にわたる奇特者木島太右衛門（菅野 1999 a : 273）</p>	<p>ア. 元文元年（1736）肥後の「孝行殿」助太は、百姓幸助の子であった。父親を亡くした後もひたすら母への孝養を尽くした。母が思い病に罹った時は昼夜そばにいて、起居を助け排泄の世話もしていて表彰された。</p> <p>イ. 「村人の鏡」とされた三郎右衛門の場合、安永5年（1776）若狭の百姓で篤実であり父母によく仕えた例である。</p> <p>ウ. 七代にわたる奇特者木島太右衛門の例は、安永9年（1780）信濃国で農業と酒造りをしていた。父への孝養が厚く多くの使用人が居るにもかかわらず、飲食や衾をのべるのは人手を借りず、夫婦が行っていた。朝は必ず父の安否をたずねていた。</p>
商人	<p>ア. 母を楽しませる孫次郎（菅野 1999 a : 1287）</p> <p>イ. 桶屋勘六（菅野 1999 b : 28）</p> <p>ウ. 子の道を守った清太郎と妻ろく（菅野 1999 a : 703）</p>	<p>ア. 母を楽しませる孫次郎の例では、寛文6年（1666）肥後で鍛冶をしていた。男手ひとつで、母への養育は怠らず、自分は敗れた服を着ても母の衣食は欠かさなかった。</p> <p>イ. 桶屋勘六の場合、安永7年（1778）和泉在住であった。養父が中風で倒れた時に、排泄の時も起居も兄弟で助けている。その後母が病に臥した時も兄弟で力を合わせて介抱した。</p> <p>ウ. 子の道を守った清太郎と妻ろくの場合、明和8年（1777）出羽の商人夫婦であり、父源太郎に夫婦が添い寝して看護している。祖母と母の場合も孝養を尽くしている。女性も関わっているが女性への偏りはみられない。</p>

候、
 然處老人之義ニ付全快之程無覚束、何卒存命
 中暫茂看病仕度詰先之義御暇奉願候義、
 其以恐入候得共、以御憐愍看病之御暇被下置
 候様、
 奉願候、此段不苦思召候者可然様御執成可被
 下候奉
 頼候、以上、
 （文政3年）
 辰四月十九日 伊丹孫兵衛印
 坂部四郎右衛門殿
 西郷八大夫殿

（山田 2005 : 7 より転記）
 内容の意識は「私の祖母が、先頃から病気で、
 今も調子がよくないと亀岡から連絡がありました。
 老人のことですから、全快するとは思えません。
 なにとぞ、祖母の命があるうちに、暫くでも
 看病をしてやりたいので、火消詰の休業をお願い
 します。はなはだ恐れ入りますが、看病のためお
 暇を下さりますようお願いいたします・・・」と
 いうものである（山田 2005 : 6）。
 「京火消詰」とは、幕府から命じられる京都の
 消防を担当する大名火消である。
 この例は、江戸時代に京火消詰の1人であった



奉願口上之覚 (右は複製版)

図1 御番頭代京火消詰日記

出典：山田洋一（2005：6-7）『歴史資料館の窓から』より転載

亀岡藩の藩士が、国許で祖母が重病になったため、「奉願口上之覚」という「介護休業申出書」を重役に提出したというものである。祖母ということが問題になったが、調べた結果数年前にも、江戸藩邸に詰めていた藩士が、祖母が大病のため、願い出て許可され亀岡に帰ったという先例が見当たり、この例は許可された。

更に、図1に山田の文献で紹介されているこの例の日記を抜粋転載する。

(3) 障がい者ケアの担い手

障がい者ケアについても男性（父、叔（伯父、兄、弟）が直接関わっている。母や姉が心身を患った場合なども男性が介護している（菅野 1999 a：746）。家族介護を前提としているが、困窮した場合は障がい者に対する扶持米などがあった（菅野 1999 b：495）。盲人の場合、按摩・音曲などで自立したり、髪をおろして物乞いになっている例がみられた（生瀬 1996：251）。

それぞれの階層の具体例をまとめて表4に示す。

以上の例より、近世は家父長制の社会であり、女性の地位が最も下がり、女性には任せられないという認識であった。そのために男性が“ケア”（子育て・高齢者介護・障がい者ケア）を含むすべてに主導権を持っていたことがわかった。

3. 近世から近代にかけて—孝行者として表彰された人たちの男女比の変遷—

本論文では男女の性別役割が歴史的に変遷していることを論証することを目的にしている。そこで、近世から近代にかけての変遷を、孝行者の表彰における男女差に着目して追っていきたい。「孝行者」として表彰するときに、時の支配者の意図もみられフィルターがかかっている限界はあるが、男女比はある程度参考になると考える。

孝行者として表彰された記述に関しては、中国の『孝子伝』に習って編纂された『本朝孝子伝』（藤井概斎 1685）が孝子説話の中で最も古いとされ、主に古代から中世の孝子を取り上げている。一部に近世も取り入れられている（岸本 2013：

表4 障がい者ケアの担い手の例

階層	ケース／出典	内容
武士	ア. 孝行者十五郎（菅野 1999 a：495）	ア. 母が疥癬を病み手足が動かなくなって困窮していた時に領主から飯米が与えられ母の看病をした。
農民	ア. 柴木村甚助（勝又 2007：242-243） イ. 新吉原の遊女金州もと（生瀬 1999：251）	ア. 母の世話と障がい者の兄を助けて田畑を下賜された。 イ. 知恵遅れの遊女が火付けをして親元に返され押込とされた。
商人	ア. 孝行者権太郎（菅野 1999 a：149） イ. 孝行者太右衛門（菅野 1999 a：746）	ア. 目を病んでいた叔父は道心者となったが、年老いてから引き取り町奉行より銀が下された。 イ. 母も姉も心くるったので一間を囲っておらせて介抱した、領主より米が与えられた。

15)。

その後、全国各地で表彰が行われ、1801年(近世中期)に幕府は全国から孝義録を集めて『官刻孝義録』を編纂し刊行した(飛騨国のみ抜けている理由は不明)。表5の様に男性の表彰者は多く、女性の5.6倍である。

更に、近世初期から後期まで集められている『仙台孝義録』を取り上げる。

表6を図式化したものが図2である。『仙台孝義録』の扶養介護件数の男女比の年代別推移を示す。女性が増えていき弘化年間(1844~1848)に男女比の逆転がみられる。

表5 『官刻孝義録』の中の「孝行」による表彰の介護事例の男女数

男	女	複数(夫婦)	計
84	15	34 (21)	133

[柳谷慶子 2007: 227 『近世の女性相続と介護』]

次に近世に続く近代における孝行者の表彰者の推移を『日本孝子伝』(佐藤 1936)により検討する。『日本孝子伝』は1936年に出版され、全国の孝子、烈婦、義僕(総数 388名)を集大成している。表7より、男女比に着目すると明治、大正、昭和共に女性の割合が70%を超えている。(折井 1997: 47)

ここまで、近世から近代の孝行者の男女比の変遷を見てきた結果、幕末の弘化年間(1844~1848)に孝行者の表彰者の男女比は逆転し、その後、明治、大正、昭和とそのまま続いていることがわかった。特に明治以降、表彰者に占める女性の割合は70%を超えている。

戦後になってもなお女性の割合は大きい。熊谷によれば、在宅の寝たきり老人を介護した者の表彰制度として、X県で1970年(昭和45年)から1985年(昭和60年)まで公的機関である地方自治体が“模範嫁”表彰を実施している。1986年

表6 『仙台孝義録』の表彰者及びその中の扶養介護者の男女比

	A 表彰件数				B 扶養介護件数				B/A (%)
	男	女	複数	合計	男	女	複数	合計	
延宝	1		1	2				0	0
天和									
貞享									
元禄									
宝永	2			2	2			2	100
正徳	1		1	2	1			1	50.0
享保	14	3	3①	20	9	2	1	12	60.0
元文	3		2①	5			1①	1	20.0
寛保	5	2	1①	8	3	1	1①	5	62.5
延享	10	1	1	12	8			8	66.7
寛延	11	4	1①	16	5	4	1①	10	62.5
宝暦	25	6	11⑧	42	19	4	6④	29	69.0
明和	20	10	9⑧	39	17	6	7⑥	30	76.9
安永	20	13	7④	40	12	11	7④	30	75.0
天明	14	3	4②	21	6	3	4②	13	61.9
寛政	32	16	24⑱	72	29	15	19⑮	63	87.5
享和	12	5	2①	19	11	4		15	78.9
文化	51	26	12⑩	89	39	23	10⑧	72	80.9
文政	36	12	16⑩	64	25	10	12⑩	47	73.4
天保	37	19	20⑪	76	26	19	15⑩	60	78.9
弘化	7	12	8⑦	27	6	11	7⑦	24	88.9
嘉永	1	4	3②	8		4	3②	7	87.5
合計	302 (53.5%)	136 (24.1%)	126 (22.4%)	564 (100%)	218 (50.8%)	118 (27.5%)	93 (21.7%)	429 (100%)	76.5

[出典: 柳谷慶子 (2007: 199) 『近世の女性相続と介護』]

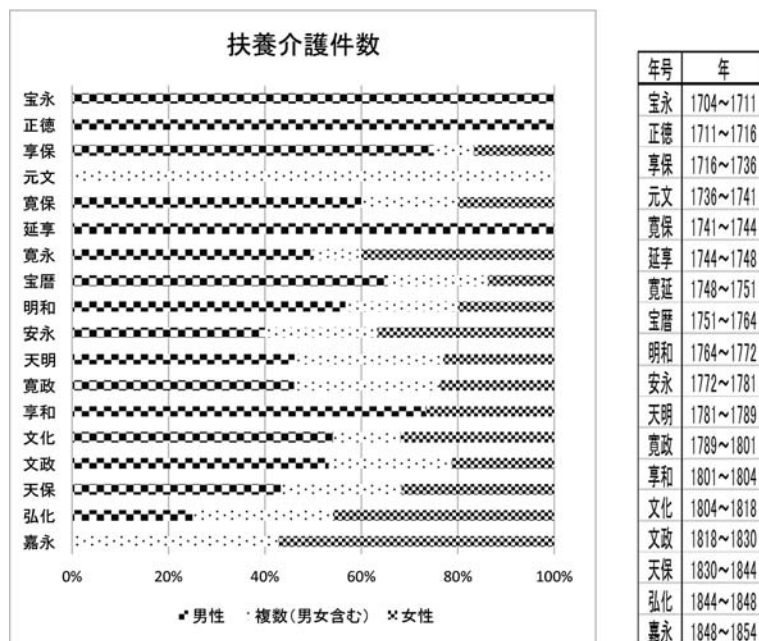


図2 『仙台孝義録』の扶養介護件数の男女比の年代別推移(柳谷 2007: 199 より筆者作成)
出典: 柳谷慶子(2007: 199)「表13『仙台孝義録』の表彰者の推移」『近世の女性相続と介護』

表7 『日本孝子伝』表彰者

	総数(人)	女性(人)	比率(%)
明治の部	30	21	70.0
大正の部	222	166	79.8
昭和の部	136	106	77.9
総数	388	293	75.5

[出典: 折井(1997: 47)『歴史評論』No.565]

から要綱を改め“優良介護家族”表彰になって1993年現在にまでいたっている。こうした表彰制度はX県以外にも8件2指定都市で確認されている。そして、「“優良介護家族”となっても主たる介護者の約70%は“嫁”、“妻”の女性であり、中でも“嫁”が表彰されている。」(熊谷1993: 119)とあり、依然として介護の負担が女性に偏っていることがわかる。

現在は、国民生活基礎調査(2016年厚労省)によれば性・年齢別役割にみた同居の主な介護者構成割合は男性は34.0%、女性介護者は66.0%である。その前の2013年の調査では男性31.3%、女性68.7%であり、徐々にではあるが男性の割合が増えている。

VI. 考察

近世における子育てについて主にその性別役割について検証した結果、武士、農民、商人がそれぞれの立場から、父親がこどもに生き方を示して子育てをしていることがわかった。高齢者介護についても検証したが武士には「武士の介護休業制度」があり(山田2005: 7)、農民、商人も男性が主導権を握っており、実際に高齢者介護に携わっていることが確認できた。障がい者ケアに関しても男性(父親、叔(伯)父、兄、弟)が主に携わっていることを確認した。

近世から近代までの“ケア”役割(子育て・高齢者介護・障がい者ケア)について、その性別役割に着目して検証した結果、近世初期は明らかに男性が“ケア”役割において主導権を握っていたが、近世後期に進むにしたがって“ケア”役割が男性から女性に移っていったことがわかった。

以上の結果から、子育ての研究と介護の研究と障がい者ケアの研究に分断されていた先行研究を“ケア”という一つの概念からあらためて検証す

男女の地位の変化

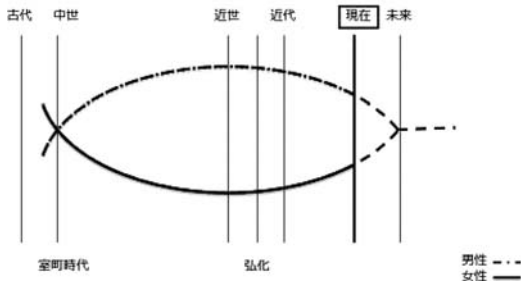


図3 男女の地位に着目したイメージの図（筆者作成）

ることにより、性別役割は決して普遍的なものではなく、歴史的に変化してきており、今後も変化する可能性があることを明らかにできたと考える。

男女の性別役割に着目して述べてきたが、男女の地位の歴史的変遷に着目してまとめると図3のようになる。厳密ではなくイメージの図である。

高群は母権制から父権制へ移行し、男女の地位が逆転するのが室町時代であると述べている。その後も父権制の強化と共に女性の地位は下がり続け、近世で最も低くなったとされる（高群 1996 : 165、井上 1967 : 102）。

本論文では、最も女性の地位が下がった近世における男性主導の“ケア”に着目した。

VII. おわりに

近世において“ケア”役割は男性から女性へ移っていったと考える。“ケア”の担い手の性別役割の男女の逆転の理由として、脇田（1982 : 28）が指摘しているように、軍役・夫役にあったのではないかと、長野（1982 : 180）が指摘しているように女性が経済力を持っていたことも影響しているのではないかと考えられるが、その理由と時期についての検証は今後の課題である。

なお、本論は関西学院大学人間福祉研究科の博士課程前期課程の修士論文「“ケア”の担い手の変遷について－近世から近代にかけて－」を再編したものである。

注

- 1) 井上も、女性の地位は近世において最も低下したと述べている（井上 1967 : 102）。
- 2) 「歴史社会学」とは「偉大な個人の活動に焦点をすえた政治的出来事の個性的記述である歴史学に対し、歴史の動態を広く社会・経済・文化的視覚から説明的に把握しようとする社会学の領域ないしは方法をいう」（有斐閣の『新社会学辞典』（1993 : 1500）より）とある。そして「歴史社会学」がはっきりとした問題として、ことさら議論の対象となったのは19世紀から20世紀にかけてのドイツ社会学においてであり、マックス・ウェーバーなどに基づく近代化の比較社会的発展モデルの議論が今日盛んであると書かれている（森岡 1993 : 1500）。また筒井は社会学者による歴史研究を「歴史社会学」と述べている。歴史学者のそれと比べて、その特徴を「概念やモデルの適用にさいしてより自覚的・方法的であり、複数の社会や文化圏をより自由に比較でき、そのかわり一次資料よりも二次資料に依拠する度合いが高くなる」（筒井 1997 : 6）といった傾向に求めている。
- 3) ジョーン・W・スコットは1941年、ニューヨーク生まれで、もともとは労働史を専門とするアメリカの歴史家である。スコットは「シアーズ裁判」というアメリカで実際に起こった裁判のなかに現れた言説を分析しながら、“差異”と“平等”を二項対立することの誤謬をあきらかにした。（今井 2013 : 199）。
- 4) 「看病願」（高碓藩、徳島藩）、「看病御暇願」（小田原藩、仙台藩、八戸藩、秋田藩）、「介抱御暇願」（森岡藩）、「付添御願」（弘前藩）などがあつた（柳谷 2007 : 259）。

参考文献

- 浅野仁・牧野正憲・平林孝裕編（2006）『デンマークの歴史・文化・社会』創元社
- アンバッキン・エリスマリー（2003）『Who Cares?－スウェーデン人がみた日本の家族とケア－』中央法規
- 藤原瀬斎（1685）『本朝孝子伝』西村孫右衛門
- フリーダン・ベティ著三浦富美子訳〔2004（原著 1963）〕『新しい女性の創造』大和書房
- 林 千代（2004）『女性福祉とは何か－その必要性と提言』ミネルヴァ書房
- 林 玲子（1990）『江戸時代の女性たち』吉川弘文館
- 林 玲子編（1993）『女性の近世』中央公論社
- 居神 浩（2003）「福祉国家動態論への展開－ジェンダ

- 一の視点から」埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房
- 池田敬三 (1994) 『日本における社会福祉のあゆみ』法律文化社
- 井上 清 (1967) 『日本女性史』三一書房
- 今井小の実 (2005 a) 「家族支援のために－家族と社会－」得津慎子編『家族支援論』相川書房
- 今井小の実 (2005 b) 『社会福祉思想としての母性保護論争』ドメス出版
- 今井小の実 (2012) 「ジェンダー公平な福祉国家に向けて－“ケア”労働の脱ジェンダー化のために N. フレイザーのモデルに着目して－」芝野松次郎・小西加保留『社会福祉学への展望』相川書房
- 今井小の実 (2013) 「女性福祉への視点－自分史からの探求－」岩田正美・田畑光美・古川孝順編著『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討－生活権保障の視点とその広がり－』ミネルヴァ書房
- 磯田道史 (2003) 『武士の家計簿－「加賀藩御算用者」の幕末維新－』新潮社
- 板橋春夫 (2009) 『出産～産育習俗の歴史と伝承「男性産婆」～』社会評論社
- 春日キスヨ (2010) 『変わる家族と介護』講談社
- 勝又 基 (2007) 「表彰の孝子伝、巷説の孝子伝－『備陽善人記』『続備陽善人記』の素材と編集意識－』『言語と藝術』明星大学日本文化学部
- 勝又 基編 (2010) 『『本朝孝子伝』本文集成』明星大学
- 香山リカ (2009) 「歴史は眠らない」青木人志『NHK知る学』NHK 出版
- 菊池正治・室田保夫編 (2009 一部改訂) 『日本社会福祉の歴史 付・史料』ミネルヴァ書房
- 岸本 覚 (2013) 『褒められた人びと－表彰・栄典からみた鳥取－』鳥取県
- 小泉和子 (1193) 「家事の近世」林玲子編『女性の近世』中央公論社
- 熊谷知子 (1993) 「模範嫁」表彰にみる「介護」と「嫁意識」『御茶ノ水女子大学女性文化研究センター年報』第7号 119-143
- 森岡清美 他 (1993) 『新社会学辞典』有斐閣
- 中島通子 (1975) 「マルクス、エンゲルスの女性解放思想」一番ヶ瀬康子編『入門女性解放論』亜紀書房
- 中井紀代子 (2004) 「高齢社会と介護の社会化－介護役割の男女共同化をめざして－」杉本貴代栄編著『フェミニスト福祉政策原論－社会福祉の新しい研究視角を求めて』ミネルヴァ書房
- 長野ひろ子 (1982) 「幕藩法と女性」女性史総合研究会編『日本女性史3：近世』東京大学出版会
- 長野ひろ子 (1990) 『江戸の女性たち』近世女性史研究編 吉川弘文館
- 長野ひろ子 (1997) 「幕藩制国家の経済構造と女性・成立期を中心に」総合女性史研究編『日本女性史論集2：政治と女性』吉川弘文館
- 長島淳子 (2009) 「早苗の植え手をめぐるジェンダー－「五月男女」と「早乙女」－』『歴史評論』No.708, 31-45, 校倉書房
- 新村 拓 (1991) 『老いと看取りの社会史』法政大学出版局
- 生瀬克己 (1999) 『日本の障害者の歴史－近世編』明石書店
- 西川祐子 (1982) 『森の家の巫女高群逸枝』新潮社
- 落合恵美子 (1989) 『近代家族とフェミニズム』勁草書房
- 大口勇次郎 (1995) 『女性のいる近世』勁草書房
- 太田素子 (1994) 『江戸の親子：父親が子どもを育てた時代』中央新書
- 太田素子 (2007) 『子宝と子返し－近世農村の家族生活と子育て』藤原書店
- 折井美耶子 (1997) 「近代日本における老人の扶養と介護」『歴史評論』No.565 校倉書房
- 佐藤兼助 (1936) 『日本孝子伝』近江新報社
- 沢山美果子 (2006) 「武士層における育児手当支給の諸相－19世紀前半の一閥藩－』『立命館大学人文科学研究所起要』第87号 61-97
- 沢山美果子 (2008) 『江戸の捨て子たち－その肖像－』(歴史ライブラリー) 吉川弘文館
- 副田あけみ編 (2010) 『高齢者と福祉－ケアのあり方－』(リーディングス 日本の社会福祉 第3巻) 日本図書センター
- 菅野則子 (1999 a) 『官刻孝義録』上・中・下 東京大学出版会
- 菅野則子 (1999 b) 『江戸時代の孝行者－「孝義録」の世界－』吉川弘文館
- 菅野則子 (2009) 「江戸時代の「父と子」』『帝京史学』24: 75-99
- 杉本貴代栄 (2012) 『福祉社会の行方とジェンダー』勁草書房
- 杉野昭博編 (2011) 『障害と福祉』(リーディングス 日本の社会福祉 第7巻) 日本図書センター
- スコット・ジョン・W 著／荻野美穂訳 [2004 (原著 1888)] 『ジェンダーと歴史学』平凡社
- 鈴木幸夫 (2011) 『芸備孝義伝二編 附続編孝義録料六十八・六十九』安田女子大学言語文化研究所
- 高橋 敏 (2007) 『江戸の教育力』筑摩書房
- 高井 浩 (1991) 『天保期、少年少女の教養形成過程の

- 研究』河出書房新社
- 高群逸枝（1966 a）『高群逸枝全集 4「女性の歴史 1」』理論社
- 高群逸枝（1966 b）『高群逸枝全集 5「女性の歴史 2」』理論社
- 津止正敏・斎藤真緒（2007）『男性介護者白書－家族介護者支援への提言－』かもがわ出版
- 津止正敏（2010）「男性介護者 100 万人時代」『部落解放』2010 630 号 70-73
- 筒井清忠（1997）『歴史のフロンティア』人文書院
- 上野千鶴子（1998）『ナショナリズムとジェンダー』青土社
- 上野千鶴子（2011）『ケアの社会学－当事者主権の福祉社会へ－』太田出版
- 山田洋一（2005）「武士の介護休業制度」『歴史資料館の窓から』京都市立総合資料館
- 柳谷慶子（1993）『近世社会における介護役割と介護思想』総合女性史研究
- 柳谷慶子（1996）「近世武家社会の「看護断」について」『日本歴史第 573 号』吉川弘文館
- 柳谷慶子（2007）『近世の女性相続と介護』吉川弘文館
- 脇田修（1982）「幕藩体制と女性」女性史総合研究会編『日本女性史 3：近世』東京大学出版会
- Anbacken Elis-marie（2008）（Exstential issues in later care, a Swedish case study *Kwansei Gakuin University Social Sciences Review* Vol.13：63-99, 2008
- Fraser Nancy（1994）After the Family Wage：Gender Equity and the Welfare State *POLITICAL THEORY* Vol 22, No 4, 591-618

The Transition of Caregiver over the Early to Late Modern Period

Terumi Sasao*

ABSTRACT

The premise of the so-called modern family is considered as the gender role such as “men work outside and women stay home”. It has affected social work practices in Japan, as well. However, the modern family has not always existed in history and what we now call “family” emerged barely 200 years ago. This study aims to examine the context in which caregiver as a women’s role was gradually entrenched in the society from the time when caregiving was not a gender-specific role by tracing the transition of actual caregivers for children, elderly and disabled. From the perspective of women’s status, it is argued that women’s status declined while the other advanced when patriarchy became dominant in the Muromachi era. The women’s status continued to decline and was at the lowest during the early modern period. The gender roles were different in the early modern period from the present day. Women had been perceived as lower-status gender and incompetent so that men had initiative even on the domain of care.

In this study, author identified who provided care before the emergence of the modern family and examined the transition of caregivers throughout the modern period to verify that caregiving had not always been considered as a women’s domain.

This study concludes on the premise that history is constantly being reconstructed.

Key words : gender role, care, the early modern period

* Graduate School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University